

I 立地法のあらまし

1 大規模小売店舗立地法の目的

(1) 目的

大規模小売店舗は、日常的に利用される不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性を有する施設です。

このため、大規模小売店舗立地法（以下、「立地法」という。）は、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項として大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定め、大型店と地域社会との融和を図ることを目的としています。

(2) 法の制定経緯

立地法は、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下、「旧大店法」という。）に代わり、平成10年6月3日に公布、平成12年6月1日に施行されました。

これは、大規模小売店舗の出店について、規制緩和や地方分権の大きな流れのなか、近隣住民の生活環境上の問題への対応や計画的な地域づくりの推進といった新たな社会要請に応える必要が生じたことから、旧大店法に基づく商業の需給調整としての経済的規制を廃止し、新たに立地法を制定することとしたものです。

<旧大店法と立地法の制度比較（抜粋）>

| | 旧大店法 | 立地法 |
|-------|---|--|
| 法律の目的 | 小売業の事業活動の調整 | 大型店設置者の適正な配慮の確保 |
| 対象業種 | 小売業を営む者 | 小売業を行う者（生協・農協を追加） |
| 基準面積 | 500 m ² を超える店舗 (1種 3,000 m ² 以上 2種 3,000 m ² 未満 ※23 区 6,000 m ²) | 1,000 m ² を超える大型店 |
| 届出義務者 | 大型店設置者及び小売業者 | 大型店設置者（建物所有者） |
| 届出事項 | ① 開店日 ② 店舗面積 ③ 閉店時刻 ④ 休業日数 | ① 小売業者に関する事項 ② 新設日 ③ 店舗面積の合計 ④ 施設の配置に関する事項 ⑤ 施設の運営方法に関する事項 |
| 適用主体 | 1種（国）、2種（都道府県） | 都道府県又は政令指定都市 |

(3) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針

大規模小売店舗の設置等については、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、立地法4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下、「指針」という。）が定められています。

指針では、「設置する者が配慮すべき基本的な事項」及び「大規模小売店舗の施設の配置及び運営に関する事項」が示されています。

なお、指針については、平成17年3月に改定（同年10月施行）、平成19年2月（同年7月施行）に再改定されています。

(4) 都の規程について

東京都では、立地法の運用にあたり「東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱」を定めています。

2 立地法の対象、届出者、用語の定義等

(1) 対象となる大規模小売店舗

対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が1,000平方メートルを超える店舗です。

(2) 設置者（届出者）

「設置者」とは、大規模小売店舗を新設する者又は既に設置し変更等を行う者で、建物の所有者です。賃借権、使用貸借による権利等を有する者は含みません。

なお、設置者が複数いる場合は連名で届出を行います。

(3) 大規模小売店舗の設置

新しい建物を建設し店舗面積が1,000平方メートルを超える場合、既存の建物を増築して店舗部分を増加することにより店舗面積が1,000平方メートルを超える場合、又は既存の建物は何ら増築しなくともその全部又は一部の用途を変更し店舗面積が1,000平方メートルを超える場合をいいます。

(4) 店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。店舗面積に含まれる部分及び含まない部分については、「(6) 店舗面積の範囲」のとおりです。

(5) その他の用語の定義

<小売業>

日本標準産業分類に定める小売業をいい、物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含めます。

<小売業を行う>

物品を継続反復して消費者に販売する行為が、その業務の主たる部分を占めるものをいいます。営利目的を持って行うか否かを問いません。従って旧大店法で届出不要であった生協や農協の店舗も立地法では届出の対象となります。

- ① 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うことになりますが、初めての販売でも継続反復の意思があれば「小売業を行う」に該当します。
- ② カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で販売契約が締結されている場合は、「小売業を行う」に該当します。
- ③ 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、「小売業を行う」には該当しません。
- ④ 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合には、「小売業を行う」と解されます。

<小売業を行うための店舗>

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外を行っている場合は、それぞれの用に供する部分が明確に区分できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することになります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば「小売業を行うための店舗」に該当しません。

<床面積>

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積です。

<一の建物>

「一の建物」とは、次のものをいいます。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
 - ※ 屋根、柱又は壁を共有する建物は一の建物であるとするものです。他方、駅の両端にそれぞれショッピングセンターがある場合等、屋根などが繋がっていても、実質的にみて一体でない場合は、一の建物にはなりません。
 - ※ 「公共の用に供される道路その他の施設部分」とは、実態的に判断して、次のようなものをいいます。
 - ・ 買物客以外の通行人が相当数を占めるもの
 - ・ 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの
- ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
 - ※ 別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合は一の建物とするものです。
 - ※ 地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解します。
 - ・ 地上の建物とその地下部分は一の建物として扱う。
 - ・ 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。
- ③ 一の建物と、附属建物を併せたもの
 - ※ 一の建物に附属建物がある場合は、これを併せたものを一の建物とするものです。
 - ※ 附属建物とは、同一敷地又は隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問いません。

(6) 店舗面積の範囲

ア 店舗面積に含まれる部分

| 部分名 | 定義 |
|---------------------------------------|---|
| ① 売場 | 直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなす。 |
| ② ショーウインド | ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。 |
| ③ ショールーム等 | ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。 |
| ④ サービス施設 | 手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。 |
| ⑤ 物品の加工修理場のうち顧客から引受(引渡を含む。)の用に直接供する部分 | カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。 |

イ 店舗面積に含まない部分

| 部分名 | 定義 |
|---------------|---|
| ① 階段 | 上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段に挟まれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| ② エスカレーター | エスカレーター装置(附属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| ③ エレベーター | エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| ④ 売場間通路及び連絡通路 | 壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当 |

| | |
|-------------|---|
| | 該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。 |
| ⑤ 文化催場 | 展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| ⑥ 休憩室 | 客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| ⑦ 公衆電話室 | 公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| ⑧ 便所 | 便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。 |
| ⑨ 外商事務室等 | 外商または常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| ⑩ 事務室・荷扱い所 | 事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| ⑪ 食堂等 | 食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。 |
| ⑫ 塔屋 | エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。 |
| ⑬ 屋上 | 塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。 |
| ⑭ はね出し下・軒下等 | 建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。 |

(注) 表中下線部分は、旧大店法における店舗面積の定義と表現が異なる部分なので、対応関係に留意する必要がある。

※ 「間仕切り」について

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

※ 「塔屋」と「普通階」の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、立地法の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1／8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物(地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

＜店舗面積等について＞

店舗面積は、立地法の対象かどうかの基本となりますので、建物を計画する際に不明な点や解釈に迷う点がありましたら、必ず事前に相談してください。また、一の建物の考え方など、建築基準法の考え方とは異なりますので注意してください。

※経済産業省ホームページに事例の回答集が掲載されています。参照してください。

3 立地法に基づく届出事項、開店等の制限

(1) 届出を要する事項、要しない事項

法に基づく届出が必要な事項、届出を要しない事項は下記のとおりです。

ア 届出を要する事項

新設：法 5 条 1 項

変更：法 6 条 1 項（下記①、②の変更）、法 6 条 2 項（下記③～⑥の変更）

変更：法附則 5 条 1 項

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗の新設をする日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

イ 届出を要しない変更（施行規則 7 条）

（ただし、既存店が下記④～⑨の変更をしようとするときは、届出が必要）

「既存店」とは

法附則 5 条 1 項に規定されている「この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者」をいいます。

具体的には、法施行日である平成 12 年 6 月 1 日現在、

- ① 店舗面積が 1,000 m²超の大型店の建物所有者
- ② 店舗面積が 1,000 m²超の生協、農協の建物所有者

が該当し、法施行日以降、最初に法 5 条 1 項 4 号から 6 号までに掲げる事項の変更を行う場合は、「法附則 5 条 1 項による変更の届出」が必要となります。

なお、店舗面積 1,000 m²以下の店舗（農協、生協を含む）の建物所有者が、法施行日以降、法 5 条 1 項 4 号（店舗面積を 1,000 m²超）の変更を行う場合は、「法 5 条 1 項の新設の届出」となります。

- ① 当該変更が一時的なもの
- ② 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- ③ 都道府県が立地法 8 条 4 項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にお

- いて、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
(1,000 平方メートル以下となる場合は、廃止届の提出が必要です。)
 - ⑤ 増床する店舗面積が、直近に行われた届出面積の合計の 10% 又は 1,000 平方メートルのどちらか小さい面積を超えないもの
 - ⑥ 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
 - ⑦ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - ⑧ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - ⑨ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- ※ 届出事項の詳細は、巻末資料（P359）を参照してください。

（2）開店等の制限

届出がされた場合、次のとおり営業制限があります。（届出はその期間を加味して行ってください。）

ア 次の届出については、届出後 8 か月間は新設または変更による営業はできません（ただし、東京都が「意見なし」の通知をした場合は、この限りではありません）。

○ 店舗の新設の届出（法 5 条 1 項）

○ 届出事項変更の届出（法 6 条 2 項）

- ・ 店舗の新設をする日
- ・ 店舗面積の合計
- ・ 施設の配置に関する事項
(駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、
荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量)

○ 既存店の届出事項変更の届出（法附則 5 条 1 項）

- ・ 店舗面積の合計
- ・ 施設の配置に関する事項
(駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、
荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量)

イ 設置者が東京都の意見を踏まえ、届出事項を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知をしたときは、届出又は通知の日から 2 か月間は当該届出に係る新設または変更による営業はできません（法 8 条 9 項）。

（3）軽微な変更、一時的な変更

ア 軽微な変更（法 6 条 4 項ただし書）

敷地内の次の施設の位置の変更で、周辺地域の生活環境が変更前に比して変化しないと知事が認めたものは、8 か月間を待たず、認めた日以降変更できます。

駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設

※ 例としては、違法駐輪の防止のため、駐輪場の台数は変更せず敷地内で移動させる場合などです。既存店が法附則5条1項の届出を行う場合の店舗面積の減少も対象となります（ただし、認められない場合もありますので相談してください）。

イ 一時的な変更

「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。例えば、事故や災害時における施設の位置や開閉店時間の変更、店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更などがあげられます。

(4) 各届出の詳細

ア 新設（法5条1項）

大規模小売店舗を新規に設置する場合及び店舗面積が1,000m²を超える場合（増築や増床等）の届出です。

イ 変更（法6条1項、法6条2項）

法5条1項または法附則5条1項により既に立地法の届出がされている店舗が、変更を行う場合の届出です。

ウ 変更（法附則5条1項）

立地法の施行時における既存の大規模小売店舗が、最初の変更をしようとする場合の届出です。

エ 廃止（法6条5項）

店舗面積が1,000m²以下となるとき（店舗を閉鎖するとき等）の届出です。

なお、既存店（旧大店法の届出店舗等で法附則5条1項の届出をしていないもの）を廃止する場合も廃止の届出が必要となります。

オ 承継（法11条3項）

届出店舗の譲渡、相続、法人による合併（新設合併及び吸収合併）及び分割により、建物所有者が変更になった場合の届出です（法6条1項の変更ではありません）。

(5) 届出の添付書類（法5条2項、施行規則4条）

新設（法5条1項）、変更（法6条2項、法附則5条1項）の届出を行う際の添付書類の内容が次のとおり定められています。内容としては、設置者の確認及び配慮を行う事項の詳細又は根拠です。

- ① 法人にあってはその登記事項証明書（個人の場合⇒住民基本台帳法による本人確認情報：P30）
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（建物配置図、各階平面図）
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及

びその算出根拠

- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

4 説明会の開催

新設（法5条1項）及び変更（法附則5条1項、法6条2項）の届出をした場合、届出から2か月以内に説明会の開催等を行うこととなっています。

（1）説明会の計画にあたって

- 立地法7条2項の規定による説明会等の開催の公告をしようとするときは、あらかじめ、開催の時期、内容等について、都知事あて協議するようお願いします。
- 2か月以内に説明会が開催できるよう計画的に行ってください。

（2）説明会の計画・周知

- 公告による周知範囲は、説明会を開催する場合は当該店舗の敷地境界から半径500メートルの範囲又は当該店舗の所在区市町村長との調整により定めた区域とします。
- 説明会は1回を原則として開催していただきますが、出席者が相当数あると見込まれる場合その他特に複数回の開催が必要と考えられる場合等は、店舗の所在区市町村長との調整により3回を上限として複数の開催を行っていただくことがあります。
- 説明会の開催は、店舗の所在地の周辺施設において行ってください。
なお、開催時間は、なるべく多くの方の出席が可能な時間帯（平日の夜、または休日の昼）に設定してください。
- 説明会の開催日時、場所等の公告は、開催予定日の1週間前までに、日刊紙への掲載、日刊紙へのチラシの折込又は設置者及びその関係者以外が行う郵便ポスト等への戸別配付により行い、当該方法に併せて、新設計画地又は当該店舗内の主要な出入口にも掲示してください。

（3）説明会に代わる掲示

変更する事項が次のいずれかに当たる場合、説明会を掲示により行うことができます。

- 開店時刻を変更し、閉店時刻を変更しない場合であって、変更後の開店時刻が午前8時以降のとき（閉店時刻が午後10時よりも後である場合を含む。）
- 閉店時刻を変更し、開店時刻を変更しない場合であって、変更後の閉店時刻が午後10時以前のとき（開店時刻が午前8時よりも前である場合を含む。）
- 開店及び閉店時刻をともに変更する場合であって、変更後の開店時刻が午前8時以降、かつ、変更後の閉店時刻が午後10時以前のとき
- その他地域の生活環境への影響がほとんどないと認められる場合
 - ※ 閉店時刻について、周辺環境に著しい影響を及ぼすと認められるときは、説明会を開催していただきます。
 - ※ 上記の変更に加え他の変更事項がある場合は原則説明会の開催が必要です。
 - ※ 掲示の期間は掲示の日から縦覧期間終了日までです。公告による周知範囲は当

該店舗の敷地境界から半径 100 メートルの範囲又は当該店舗の所在区市町村長との調整により定めた区域です。

(4) 説明会の開催報告

説明会終了後、開催結果の報告書を提出していただきます。説明会が天災等により開催できなかった場合はその旨の報告していただきます。

5 届出後の流れ

(1) 届出の公告・縦覧

- 届出された事項については、東京都公報により公告します。
- 公告した届出書は都の窓口で縦覧できます（縦覧期間は4か月）。

＜縦覧場所・時間等＞

○縦覧できる日及び時間：開庁日の9:30～16:30（正午から午後1時までを除く）

○縦覧場所

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 20階北側

東京都産業労働局商工部地域産業振興課大型店環境調整担当

電話 03(5320)4777、4788、4789

(2) 法8条1項に基づく意見（区市町村の意見）

- 届出の公告後、都は、当該地域の区市町村から、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴きます。（意見を述べる期間は縦覧期間内）
- 区市町村の意見は、東京都公報により公告します（縦覧期間は1か月）。

(3) 法8条2項に基づく意見（住民等の意見）

- 届出の公告に対し、周辺地域の生活環境の保持のため配慮する事項に対して意見を有する者（当該区市町村の居住者、事業活動を行う者等）は、設置者に対し、都への意見書の提出により意見を述べることができます。
- 意見が述べられる期間は縦覧期間内です。
- 提出された意見は東京都公報により公告します（縦覧期間は1か月）。

＜意見書の提出にあたっての注意事項＞

- 意見書の様式
 - ・ 意見書は、別添の様式により御提出ください。
 - ・ 意見の記載は「II-7 法8条2項に基づく意見書」(P134)を参照してください。
 - ・ 届出の公告番号が不明の場合は窓口までお問合せください。
- 意見書の提出方法
 - ・ 意見書は、東京都の窓口（前頁の縦覧場所）に提出してください。
 - ・ 意見書の提出方法は、持参又は郵送に限ります（FAX及び電子メールでの受付は行っておりません）。
- 意見書の公告・縦覧
 - ・ 提出された意見書は、東京都公報により公告しますが、その際登載される内容は意見の概要となります。また、複数名の方が同様の意見を提出されている場合はまとめて公告する場合があります。なお、氏名など個人が特定されない形で掲載します。
 - ・ 公告後、窓口で全文を縦覧に供します。この場合も個人が特定されないよう個人情報等は除きます。

(4) 大規模小売店舗立地審議会

- ・ 東京都では、交通、騒音、都市計画、環境などの専門家（学識経験者）で構成する大規模小売店舗立地審議会を設置しています。審議会では、専門的な見地から、届出内容について審議します。
- ・ 審議会は原則公開です。審議会の開催は、東京都のホームページにてお知らせします。
- ・ 審議会の議事録は、東京都産業労働局商工部「大規模小売店舗立地法」のページ（次ページ参照）に掲載します。

(5) 法8条4項に基づく都の意見

- ・ 都は8か月以内に、審議会等の専門的な意見をもとに意見を述べ、設置者にその旨通知します。
- ・ 都の意見については、東京都公報により公告します（縦覧期間は1か月）。

(6) 勘告・公表

- ・ 都が意見を述べた場合、設置者は都の意見に対し、当該届出を変更する旨の届出または変更しない旨の通知を行います（法8条7項）。
- ・ 都では、これについて、再度審議会で勘告の有無を審議します。
- ・ 都が述べた意見を適正に反映せず、かつ周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼす場合は勘告となります。勘告にも従わなかったときは、その旨、公表します。

(参考) 縦覧期間一覧

| 区 分 | 縦覧期間 |
|---------------------|------|
| 届出（新設、変更（法8条7項含む）） | 4か月 |
| 区市町村の意見、住民等の意見、都の意見 | 1か月 |

<東京都のホームページでの情報提供について>

東京都では、立地法や届出の情報をホームページで提供しています。

◆東京都産業労働局商工部「大規模小売店舗立地法」のページ

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/daikibo/>
(掲載内容) 法の概要、公告・縦覧の状況、届出一覧
都の意見、届出のしおり など

なお、届出の概要については、「公告・縦覧の状況」のページで、公告日を確認の上、東京都公報のページで検索してください。

◆東京都公報のページ

<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>
(「東京都公報」で検索していただくと、最初に表示されます。)

また、審議会の開催は、上記の東京都産業労働局商工部「大規模小売店舗立地法」のページ、東京都のホームページのトップページ「新着情報（報道発表）」（報道発表当日のみ）、「新着情報一覧」に掲載されます。

6 立地法の指針の適用

立地法の指針には下記のように事項が定められています。

届出にあたっては、この指針に定められた事項を踏まえ、施設の配置、運営方法を御検討いただくこととなります。

なお、指針に算式が定められている場合は、原則として算式に基づいて算出していただくことになりますが、それ以外の方法で算出される場合は、合理的な理由を付して内容が十分に把握できるデータ等を添付していただくようお願いします。

＜指針の構成（項目抜粋）平成19年2月再改定版より＞

（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項）

- 1 立地に伴う周辺地域の生活環境への影響に関する十分な調査・予測
- 2 地域の住民等への適切な説明（説明会の開催場所等の配慮）
- 3 都道府県意見への誠意ある対応、合理的な措置、説明
- 4 小売業者等への対応策・措置の周知、設置者・小売業者等一体となった対応
- 5 店舗開店後の適切な対応（予測との乖離があった場合の追加的な対応）

（大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項）

- 1 駐車需要の充足その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ① 駐車場の必要台数の確保（必要駐車場台数、特別の事情、併設施設）
 - ② 駐車場の位置及び構造等（出入口の数及び位置、駐車待ちスペース、駐車場の分散確保（隔地駐車場）、出入口での交通整理（交通整理員等））
 - ③ 駐輪場の確保等
 - ④ 自動二輪車の駐車場の確保
 - ⑤ 荷さばき施設の整備等（荷さばき施設の整備、計画的な搬出入）
 - ⑥ 経路の設定等（案内経路の設定、案内表示等）
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - (4) 防災・防犯対策への協力
- 2 騒音の発生その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ① 騒音問題に対応するための対応策について（一般的対策、荷さばき作業等での騒音対策、付帯設備等における騒音対策）
 - ② 騒音の予測・評価について（基本的事項（定常騒音、変動騒音、衝撃騒音）、総合的な予測・評価方法、発生する騒音ごとの予測・評価方法）
 - (2) 廃棄物に係る事項等
 - ① 廃棄物等の保管について（保管のための施設容量の確保、保管場所の位置・構造）
 - ② 廃棄物等の処理について（運搬・処理方法）
 - ③ 廃棄物等に関連する対応方策について（悪臭の発散防止）
 - (3) 街並みづくり等への配慮等（景観、植栽、光害）

(参考) 指針の適用にあたっての注意事項等 (詳細は指針及び記載例参照)

ア 必要駐車場台数の設定等

指針では、以下の計算式が定められています。

特別区については、日来客原単位は「人口 40 万人以上」、「自動車分担率」は「人口 100 万人以上」の原単位を用いることになっています。

なお、東京都では「地域の事情」等は規定していません。

必要駐車台数

$$\begin{aligned}
 &= \text{「小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数} \times \text{「平均駐車時間係数」} \\
 &= \text{「一日の来客(日来客)数(人)」} \quad (\text{「A: 店舗面積当たり日来客数原単位(人/千m\text{)}」} \times \text{「当該店舗面積(千m\text{)}」}) \\
 &\times \text{「B: ピーク率(%)」} \quad (\text{「ピーク1時間の来客数」} / \text{「日来客数」}) \\
 &\times \text{「C: 自動車分担率(%)」} \quad (\text{「自動車による日来客数」} / \text{「日来客数」}) \\
 &\div \text{「D: 平均乗車人員(人/台)」} \\
 &\times \text{「E: 平均駐車時間係数」}
 \end{aligned}$$

A 店舗面積当たり日来客数原単位(人/千m²)

| 区分 | 商業地区 | | その他の地区 | |
|----------|---------------------|------------------------------------|---------------------|------------------------------------|
| | 店舗面積 | 計算式 | 店舗面積 | 計算式 |
| 人口40万人以上 | 2万m ² 未満 | 1500 - 20 × 店舗面積(千m ²) | 1万m ² 未満 | 1400 - 40 × 店舗面積(千m ²) |
| | 2万m ² 以上 | 1100 | 1万m ² 以上 | 1000 |
| 人口40万人未満 | 5千m ² 未満 | 1100 - 30 × 店舗面積(千m ²) | | |
| | 5千m ² 以上 | 950 | | |

B ピーク率(%)

14.4%

C 自動車分担率(%)

| 区分 | 商業地区 | | その他の地区 |
|---------------------|--------|--------------------------|--------|
| | 駅からの距離 | 計算式 | |
| 人口100万人以上 | 500m未満 | 7.5 + 0.045 × 駅からの距離(m) | 50 |
| | 500m以上 | 30 | |
| 人口40万人以上 100万人未満 | 500m未満 | 12.5 + 0.055 × 駅からの距離(m) | 65 |
| | 500m以上 | 40 | |
| 人口10万人以上 40万人未満 | 300m未満 | 37.5 + 0.075 × 駅からの距離(m) | 70 |
| | 300m以上 | 60 | |
| 人口10万人未満 | 300m未満 | 40 + 0.1 × 駅からの距離(m) | 80 |
| | 300m以上 | 70 | |

D 平均乗車人員(人/台)

| 店舗面積 | 乗車人員 |
|--|-------------------------------------|
| 1万m ² 未満 | 2.0 |
| 1万m ² 以上2万m ² 未満 | 1.5 + 0.05 × 店舗面積(千m ²) |
| 2万m ² 以上 | 2.5 |

E 平均駐車時間係数

| 店舗面積 | 駐車時間係数 |
|--|---|
| 1万m ² 未満 | $30 + \frac{5.5 \times \text{店舗面積(千m}^2\text{)}}{60}$ |
| 1万m ² 以上2万m ² 未満 | $65 + \frac{2 \times \text{店舗面積(千m}^2\text{)}}{60}$ |
| 2万m ² 以上 | 1.75 |

イ 併設施設の取扱い

指針では、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方が示されています。

飲食店などの併設施設の面積が当該店舗面積の2割を超える場合は、これを盛り込んだ台数を設定することが適切とされています。

ウ 駐輪場の台数及び設定

地元の区市町村の自転車の附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な規模を確保していただくことになりますが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するよう検討してください。

なお、指針では、駐輪場の収容台数は一律に原単位等を定めることは不適当とされています。

エ 廃棄物保管容量

指針では、以下の計算式が定められています。

$$\begin{aligned} \text{「廃棄物の保管容量 (m³)」} &= \text{「A : 1日あたり廃棄物等の排出予測量 (t)」} \\ &\times \text{「B : 廃棄物等の平均保管日数」} \\ &\div \text{「C : 廃棄物等の見かけ比重 (t / m³)」} \end{aligned}$$

オ 騒音予測・評価

別掲の「V 騒音予測の手引き」を参考に、適切に予測してください。

＜参考＞経済産業省ホームページに、立地法関係資料・手引き等が掲載されています。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/index.html>

大規模小売店舗立地法第4条の指針再改定案の策定に当たって（平成19年1月19日
産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議）

大規模小売店舗立地法の解説（平成19年5月）

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の解説【再改定指針対応版】平成19年5月）※平成19年7月31日施行

大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集 第4版【再改定指針対応版】（平成19年5月）

7 届出事務のフロー、注意事項

(1) 事前協議

大規模小売店舗の新設、変更にあたっては、開発行為、建築確認、交通、騒音、廃棄物等に関する事前の手続が多岐にわたります。

このため、立地法及び関連する届出手続を円滑に進める観点から、事前に（特に「新設」の場合は、建築確認申請の前に）計画概要書等により区市町村、警察等の関係機関との協議、調整を行うことが重要となりますので、十分留意してください。

なお、事前協議をお願いするのは、新設（法5条1項）、変更（法6条2項、法附則5条1項）の届出の場合です。

＜東京都大規模小売店舗立地協議会について＞

- ・立地法の届出については、関係法令に関する事項も多いため、東京都では、警視庁及び府内関係局による協議会（※）を設置しています。
- ・協議会では、関係法令を所管する立場から意見を述べます。

※ 生活文化スポーツ局（駐輪対策）、都市整備局（建築、都市計画等）、環境局（廃棄物、騒音）、警視庁（交通）、建設局（駐車場法の届出 ※町村の場合のみ）

(2) 事務処理フロー

新設（法5条1項）、変更（法6条2項、法附則5条1項）の届出に関する事務処理等のフロー及び注意事項は以下のとおりです（フロー図はP23、P24）。

届出内容により異なりますが、参考に計画的に届出を行うようお願いします。

なお法6条1項の変更、承継、廃止は「II-5」の記載例（P116～120）を参照してください。

＜事前相談～届出まで＞

ア 事前相談

- ・フローを参考に、新設日や変更日を逆算し早めに相談してください。特に新設などはなるべく設備の配置等が固まる前に相談してください。

イ 警視庁等関係機関への相談・協議

- ・交通計画を作成するにあたり、適宜、警視庁への相談・協議を行っていただいています。特に、新設の場合は、交通量調査に基づく交通検討等を行いますので、一定の時間がかかります。注意してください。
- ・その他、建築や道路関係など、開発にあたり関係機関と調整された内容があれば、必要に応じ届出の内容に盛り込んでください。
- ・併せて、必要に応じ、周辺住民、関係団体などへの事前説明をお願いします。

ウ 計画概要書の作成及び提出

- ・届出書の作成に向けて、届出案を盛り込んだ計画概要書を作成していただき、これにより、都市計画など都の関係局による内容の確認（意見照会、回答、調整）を行います（内容により、概ね2～3か月かかります）。
- ・併せて、所在区市町村の所管部署に計画概要書を持参し概要を説明していただきます。

エ 交通協議

- ・新設など、交通の観点から現地での確認が必要な場合、区市境や都県境などで所在地以外の行政機関との調整が必要な場合等、現地での交通協議を行っていただく場合があります。

<届出～都の意見>

ア 届出書の受理～公告

- ・事前協議等が終了し、届出内容が固まったら、届出書を受理します。届出後、東京都公報により公告されます。

イ 説明会の開催

- ・届出後、説明会の開催計画を提出していただきますが、2か月以内の実施となりますので、早期に開催する場合は、届出前にあらかじめ協議してください。
- ・運営事項の変更の場合、制度上届出後すぐに変更ができますが、説明会の趣旨（届出事項の周知）を鑑み、変更日を説明会以降の日に設定していただいています。

ウ 区市町村の意見、住民等の意見

- ・区市町村の意見や要望がついた場合は、これに対する設置者の回答（対策や運用など）を提出していただきます。また、住民等の意見がついた場合も、同様に、設置者回答を提出していただきます。回答は審議会の資料とします。

エ 協議会（東京都関係局）の意見

- ・審議会に先立ち、協議会において都の関係局等の意見照会を行い、意見や要望があった場合は、設置者回答を提出いただきます。回答は審議会の資料とします。

オ 審議会

- ・都の意見の決定にあたり、東京都大規模小売店舗立地審議会で意見の有無を審議します。審議会では、各届出案件について、区市町村の意見や関係局の意見、住民意見、及び設置者回答を参考に審議します。

カ 都の意見通知

- ・審議会の答申をもとに都の意見を決定、決定後、意見通知をお渡します。

<設置者の方へ>

- ・立地法の届出は、設置者（建物所有者）が行うこととなっており、都の意見は設置者に対し申し述べます。
- ・説明会は設置者が開催することとなっています。質疑に関して責任ある回答ができるよう原則として設置者が説明を行うこととなります。ただし、説明会に関する法律上の責任はあくまでも設置者にありますので、留意してください。

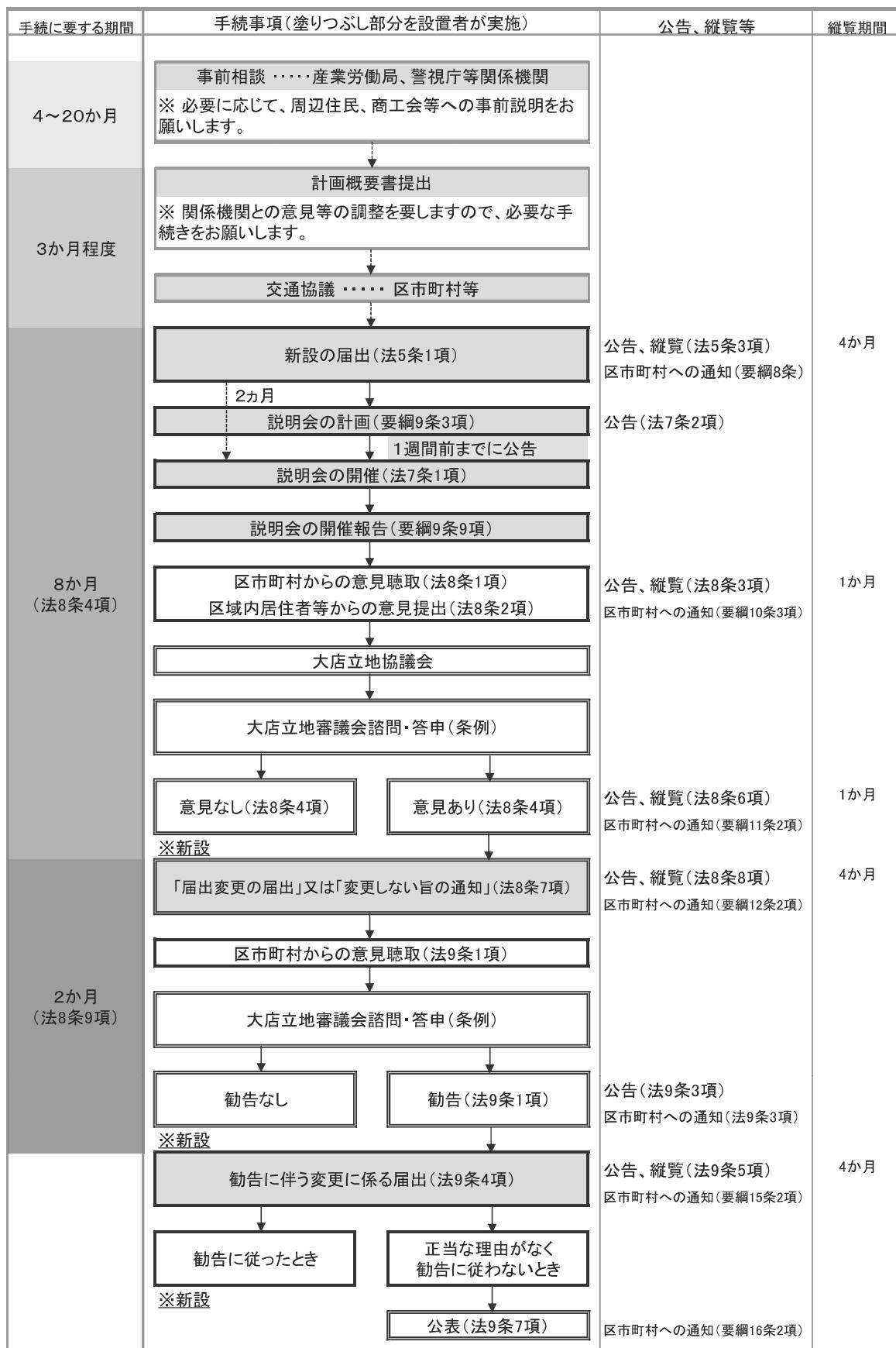
<設置者回答について>

- ・各意見や要望に対する設置者回答については、審議会で説明させていただきます。このため、対策や運用を記載していただくとともに、適宜、対策をとった背景、協議等の経過、現状、今後の方針など詳細も回答いただくようお願いいたします。

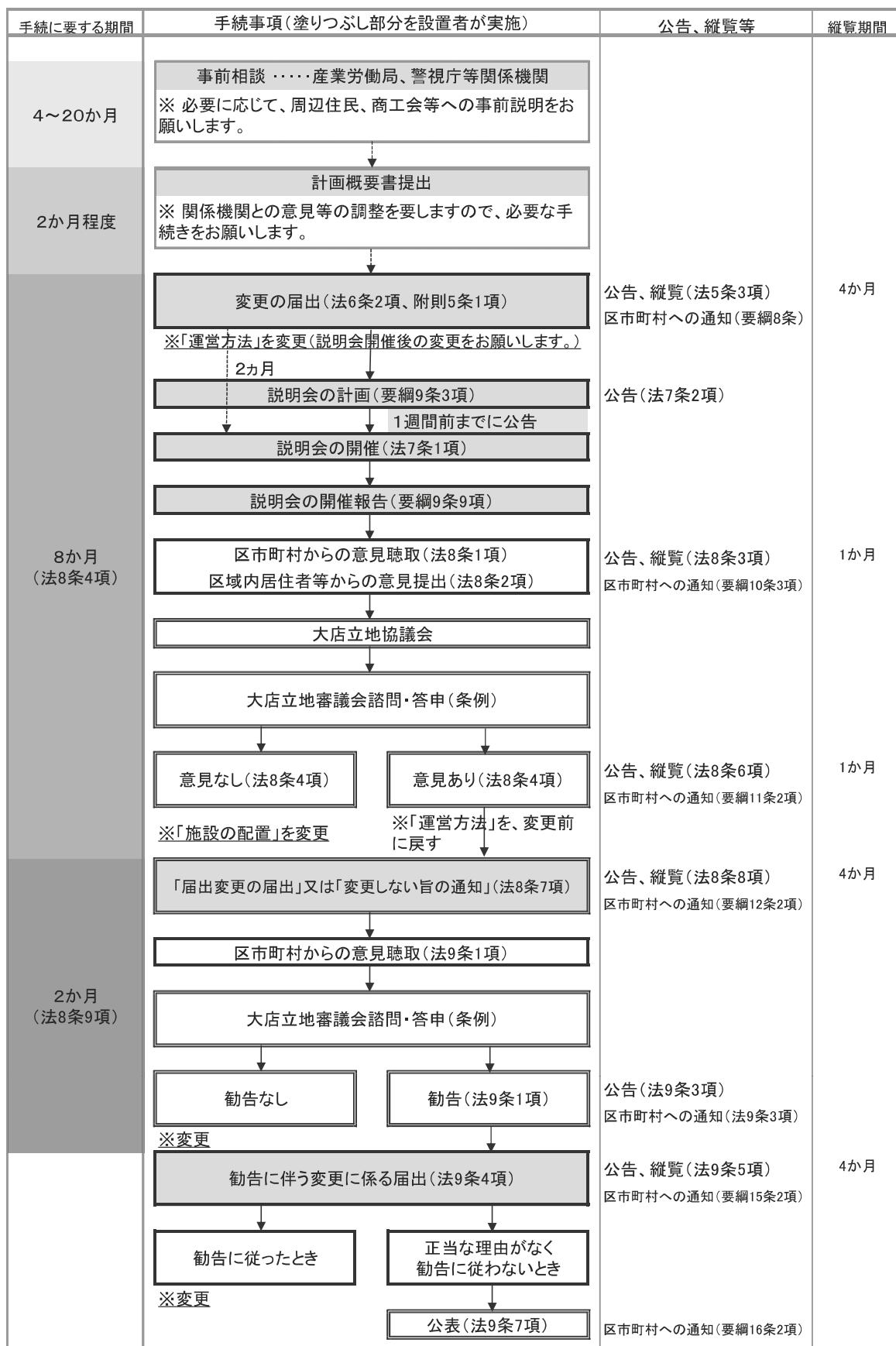
<審議会の傍聴について>

- ・審議会での審議を踏まえるためにも、可能であれば傍聴するようにしてください。
- ・審議会の議事録は開催後閲覧できますので参考にしてください。

立地法に基づく届出手続きフロー(新設)



立地法に基づく届出手続きフロー(変更)



(3) 届出書等の様式、作成上の注意

ア 届出書の様式

「東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱」の様式を使用してください。

| 内容・法 | 様式(都要綱:都) | 備考 |
|---|---------------|---------------------------------------|
| 新設(法5条1項) | 様式第1(都4条) | 店舗の新設(1,000 m ² を超える場合含む) |
| 変更(法6条1項) | 様式第2(都5条1項) | 店舗名・住所、設置者または小売業者の名称・所在地・代表者の変更 |
| 変更(法6条2項) | 様式第3(都5条2項) | 配置に関する事項、運営事項に関する変更 |
| 変更(法附則5条1項) | 様式第4(都5条3項) | 既存店の変更 |
| 廃止(法6条5項) | 様式第7(都7条) | 店舗の廃止(1,000 m ² 以下になる場合含む) |
| 承継(法11条3項) | 様式第33(都17条1項) | 設置者の合併、相続等による地位の承継 |
| 説明会 (法7条) | 計画 報告 | 様式第9(都9条3項) 様式第14(都9条9項) |
| 説明会に 代わる掲示 | 計画 報告 | 様式第10(都9条3項) 様式第15(都9条9項) |
| (その他)都の意見に伴う届出事項変更(法8条7項):様式第22(都12条1項) | | |

イ 届出部数等

別添の「立地法に基づく届出等一覧」を参照してください。

〈届出書類の保管及び既届出書類の閲覧等について〉

- 届出書類については、次回の届出の際に必要になりますので、必ず控えを保管しておいてください。
- 既届出書類の閲覧や写しが必要になった場合は、縦覧窓口（P15記載）に御連絡ください。
- 旧大店法の届出については、平成12年6月1日現在の一覧を作成しています（縦覧窓口で閲覧できます）。

立地法に基づく届出等一覧

| 区分 | 届出等規定の内容 | 届出時期 | 提出部数 | 要綱様式 | 添付書類等 |
|------------------------------------|--|--|--------------|----------------|---|
| 新設の届出 (5条1項) | 大規模小売店舗の新設をしようとする者(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。) | 店舗の開店(予定)日の8月前 | 36部 (16部) | 様式第1 | ① 法人にあってはその登記事項証明書 ② 主として販売する物品の種類 ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面 ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 ⑪ 夜間ににおいて大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 |
| 変更の届出 (6条2項) | 次に掲げる事項の変更があるとき。 ① 大規模小売店舗の新設をする日 ② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 ④ 大規模小売店舗の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 当該事項を変更しようとする日の8月前 当該事項を変更しようとする日の前 | 35部 (15部) | 様式第3 | ① 「店舗の所在地」の変更は、住所の付定通知書のコピー等 ② 「設置者(法人の場合)に関する事項」の変更は、法人登記事項証明書 ※「店舗の名称」、「小売業を行う者に関する事項」の変更は不要 |
| 変更の届出 (附5条1項) | 立地法の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が、当該大規模小売店舗について上記②又は③に掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるものをしようとするとき。 立地法の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が、当該大規模小売店舗について上記④に掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるものをしようとするとき。 | 平成12年6月1日以後当該事項を変更しようとする日の8月前 平成12年6月1日以後当該事項を変更しようとする日の前 | 35部 (15部) | 様式第4 | |
| 変更の届出 (6条1項) | 次に掲げる事項の変更があつたとき。 ① 大規模小売店舗の名称及び所在地 ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 変更後遅滞なく | 3部 | 様式第2 | ① 「店舗の所在地」の変更は、住所の付定通知書のコピー等 ② 「設置者(法人の場合)に関する事項」の変更は、法人登記事項証明書 ※「店舗の名称」、「小売業を行う者に関する事項」の変更は不要 |
| 廃止の届出 (6条5項) | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000m ² 以下とする者(立地法の届出をした者以外の者も対象となります。) | | 3部 | 様式第7 | ※ 不要 |
| 当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知 (8条7項) | 東京都の意見が述べられた場合 | 意見通知後速やかに | 35部 | 様式第22 様式第23 | ※ 不要 |
| 勧告に伴う届出事項変更の届出 (9条4項) | 東京都から勧告を受けた者 | 勧告後速やかに | 35部 | 様式第30 | ※ 不要 |
| 承継の届出 (11条3項) | ① 届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者 ② 届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継せるものに限る。)があつたとき | 承継後遅滞なく | 2部 | 様式第33 | 建物登記事項証明書、法人の登記事項証明書等 |

※()内は届出時点の部数です。残りは審議会前の提出になります。

※添付書類以外に、確認のための書類をお願いする場合があります。

要綱に基づく届出等一覧

| 区分 | 届出等規定の内容 | 届出時期 | 提出部数 | 要綱様式 | 添付書類等 |
|------------------------|-------------------|--------------|------|-------|---|
| 説明会の計画の届出 (9条3項) | 説明会の公告を行う場合 | 説明会の前にあらかじめ | 2部 | 様式第9 | チラシ(掲示)案、周知範囲(配布エリア)図、掲示場所の図面 |
| 掲示の計画の届出 (9条3項) | 掲示の公告を行う場合 | 掲示の前にあらかじめ | 2部 | 様式第10 | 掲示案、掲示場所の図面、チラシ案、周知範囲(配布エリア)図 |
| 説明会開催不能の届出 (9条7項) | 説明会を開催することができない場合 | 開催予定日から1週間以内 | 2部 | 様式第11 | |
| 説明会終了報告書 (9条9項) | 説明会終了後 | 開催終了後速やかに | 2部 | 様式第14 | チラシ(掲示)、周知範囲(配布エリア)図、掲示場所の図面・写真 折込み証明書またはチラシ配付証明、説明会配布資料 |
| 掲示報告書 (9条9項) | 掲示期間終了後 | 掲示終了後速やかに | 2部 | 様式第15 | 掲示、周知範囲(配布エリア)図、掲示場所の図面・写真 チラシ、折込み証明書またはチラシ配付証明 |
| 説明会に代わる周知報告 (9条10項) | 当該届出等の内容の周知後 | 周知終了後速やかに | 2部 | 様式第16 | 上記に準ずる。 |

